

## 家電リサイクル法の概要

### 1. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の概要

#### ○目的

小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### ○関係者の役割

##### (1) 製造業者及び輸入業者（製造業者等）

###### ・引取り義務

製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取る。

引取場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者・市町村からの円滑な引渡し確保されるよう適正に配置する。

###### ・再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、定められた基準（※）以上の再商品化等を実施する。

また、製造業者等は、再商品化等の実施の際に、エアコンと冷蔵庫に含まれる冷媒用フロン・代替フロンを回収して、再利用又は破壊を行う。

（※）定められた基準

エアコン	80%以上
テレビ	ブラウン管 55%以上
液晶・プラズマ	74%以上
冷蔵庫・冷凍庫	70%以上
洗濯機・衣類乾燥機	82%以上

##### (2) 小売業者

###### ・引取り義務

小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の廃棄物を引き取る。

ア. 自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

###### ・引渡し義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、中古品として再利用する場合を除き、

その対象機器の製造業者等(それが明らかでない時は指定法人)に引き渡す。

### (3) 消費者

消費者は、対象機器の廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。

### (4) 市町村

市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等(又は指定法人)に引き渡すことができる。(但し、自ら再商品化等を行うことも可能。)

## 2. 冷媒フロン類の回収について

### ○法における記載

家電リサイクル法、施行令、施行規則より、家電における冷媒フロン類の回収に関する記載を抜粋すると、以下の通り。

#### (法第十八条 二)

**製造業者等は、前項に規定する再商品化等をするときは、政令で定める特定家庭用機器廃棄物ごとに、生活環境の保全に資する事項であって、当該再商品化等の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切であるものとして政令で定める事項(※)を実施しなければならない。**

#### (施行令第二条) ※法第十八条に対応、エアコンに関する項目のみ抜粋

特定家庭用機器廃棄物から冷媒として使用されていた特定物質等を回収して、これを自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、若しくは冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にし、又は破壊すること。

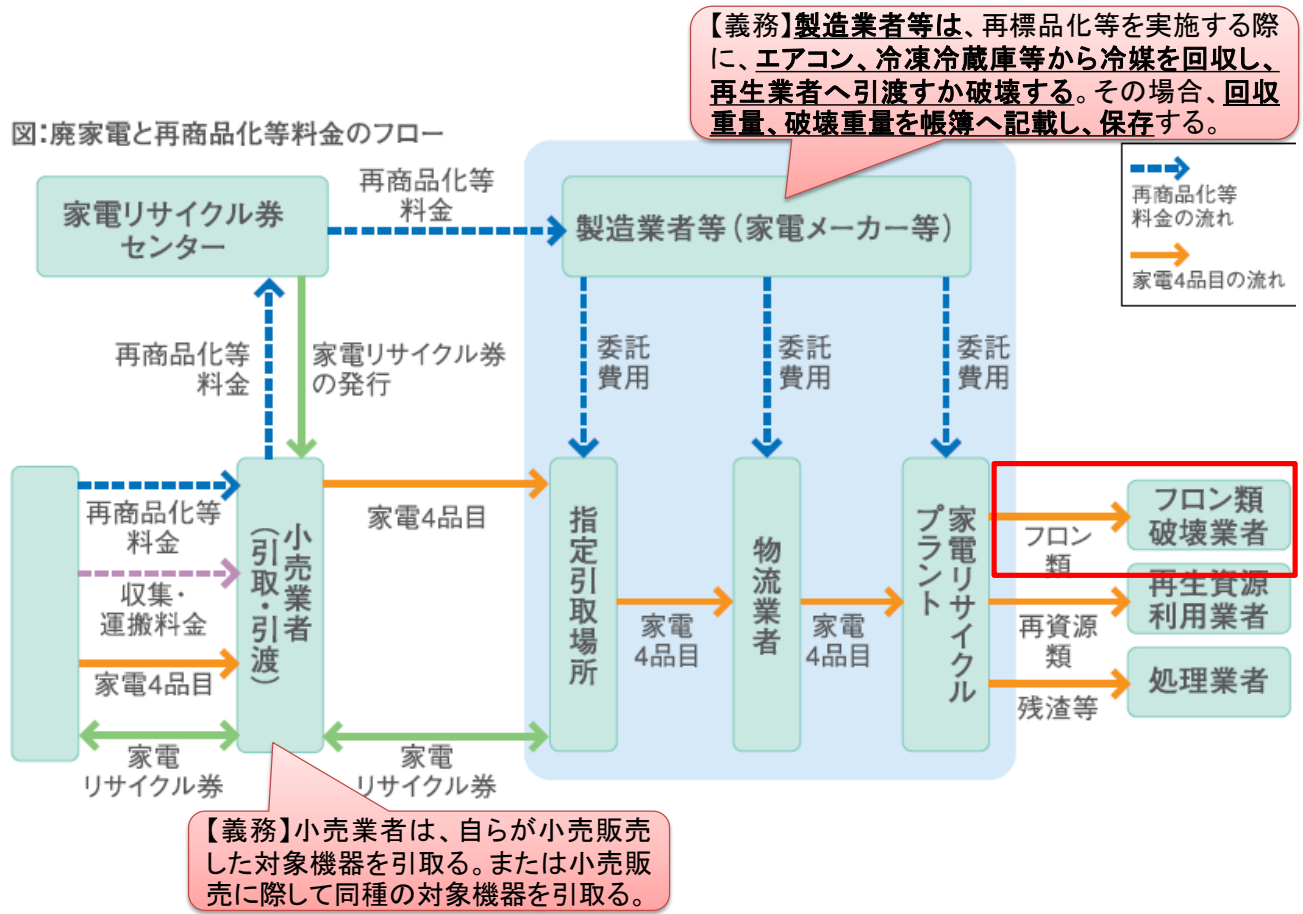
#### (法第五十一条)

**製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関し主務省令で定める事項(※)を記載し、これを保存しなければならない。**

#### (施行規則第四十七条 一 ト) ※法第五十一条と対応

特定家庭用機器廃棄物から令第二条第二項 各号に掲げる特定物質等であって冷媒として使用されていたもの又は断熱材に含まれているものを回収して、これらを自ら破壊し又は他の者に委託して破壊した場合には、当該冷媒として使用されていたもの及び当該断熱材に含まれているものごとに、それぞれ回収したものの重量、自ら破壊したものの重量及び破壊を委託したものの重量並びに当該委託したもののうち破壊されたものの重量(を帳簿へ記載し、保存する)

○家電リサイクルのフローにおける位置づけ



出所：経済産業省「2009 家電リサイクル法担当者向けガイドブック」を基に三菱総合研究所作成

図 家電リサイクル法におけるフロン類回収

以上